

2006年5月18日

憲法改正国民投票法制の要否について

伊藤塾塾長・法学館憲法研究所所長
伊藤 真

1 国民投票法の位置づけ

- (1) たかが手続法ではない
手続がすべてを決めることが往々にしてある
裁判がその典型
- (2) 基本的なポリシーが何よりも重要
国民の意思を実現する法律であり、国民主権の具体化立法である
十分な討論に基づく公正な国民投票を実施するための権力を拘束する
その意味では準憲法的な法律
- (3) どのような政権党であっても拘束されるものであり、可能な限り中立的であるべき

2 必要性和許容性

- (1) 必要性があるか
 - イ 国民投票法の必要性は改憲の必要性和重なる
改憲の必要性を感じる人にとっては手続法も必要というだけ
必要性がないので作らなかったというだけで法的な意味での立法不作為とは無関係
政治は優先順位づけの問題であるから、それが劣後したというだけ
 - ロ 政治問題であるが故に、タイミングが重要
今、このタイミングで改憲をする必要がどれほどあるかの問題に帰着する
あげられている問題点が改憲によって解決できる問題なのかの検討が不可欠
 - ハ 国民投票は、政治家主導の改憲に対する国民側からの抵抗権の行使の場にもなりうる
よって、国民投票法自体に反対する運動もありうる
- (2) 許容性があるか
 - イ 国民の認知
憲法への理解は不十分
国民投票の意味の認知も不十分
 - ロ 十分な議論の前提が整っていること
憲法の目的や意義において、ぶれていないことが大前提だがどうか

以上